

## Q & A

令和7年4月1日現在

この「Q&A」は、「ひょうごの木の家」設計支援事業の助成金交付申請等の手続きを行う際の取扱等をまとめたものです。

**Q1** 計画承認申請において、1工務店ごとの上限件数はありますか。

1工務店ごとの計画件数の上限はありません。ただし、年間計画助成予算の範囲内となります。

**Q2** トイレや玄関、廊下で、県産木材をみせる設計をした場合、助成金の対象となりますか。

トイレや玄関、廊下のみの場合は、対象となりません。

**Q3** 助成対象は、県内の工務店とありますが、工務店が設計を外注する（建設工事は工務店が実施）場合、助成対象となりますか。また、設計者は県外の者でも良いですか。

建設工事を工務店が行う場合は、工務店が設計を県外の者に外注する場合でも、助成対象となり得ます。

**Q4** モデル住宅は助成対象となりますか。

モデル住宅であっても、助成要件を満たせば助成対象となり得ます。

**Q5** 県産木材使用実施状況報告書（様式第8号）の提出方法は？

県産木材使用実施状況報告書（様式第8号）は、紙媒体と電子媒体（エクセルデータ及びjpegデータ）の両方を提出する必要があります。電子媒体をCD-R等に保存し、紙媒体とあわせてサポートセンターまで送付ください。電子データのファイル名は、以下のとおりとしてください。

エクセルのファイル名：

(様式8)実施状況報告書【工務店名\_申請番号】

例) (様式8)実施状況報告書【○○○工務店\_2】.xls

画像データのファイル名：

竣工後外観【工務店名\_申請番号】

竣工後内観【工務店名\_申請番号】

建築中ノボリ【工務店名\_申請番号】

建築中県産木材【工務店名\_申請番号】

完成見学会【工務店名\_申請番号】

Q6 助成金の使途の限定はありますか。

助成金の使途の限定はございません。

Q7 全木材使用量の30%以上の単位は、立米ですか。

そのとおりです。

Q8 県産木材使用率の概ね80%以上とは、具体的に何%以上ですか。

「概ね」とは8割相当のため、64%以上となります。

Q9 何をもって設計着手となりますか。

見積依頼を受け、見積書の作成を開始した時点等が考えられます。

Q10 県産木材使用実施状況報告書(様式第8号)で提出する写真に工事看板は必要ですか。

工事看板は必要ありません。提出いただいた写真をPR資料に使用することがあるため、工事看板や工事に使用する道具などは写らないようにしてください。